## 組合Q&A

## は損失処理)案について財産目録と剰余金処分(又

Q=先日、決算関係書類を中央会に提出したのですが、財産目録と 利容に何かに不備があったので の指摘を受けました。添付書類の の容に何かに不備があったので しょうか。

A=組合から提出された認可行政 合や剰余金処分(又は損失の処理 合や剰余金処分(又は損失の処理 の方法)を記載した書面の代わり に株主資本等変動計算書を添付し ている組合を散見します。

まず、組合と会社の違いについ まず、組合と会社の違いについ と違い、無制限の配当はありま を員が利用することが目的です。 このように目的が違うため、開示 このように目的が違うため、開示 する会計情報も変わってきますし、 組合独特の会計処理もあるなど、 組合法の決算関係書類と会社法の と言い、無制限の配当はありま

> 省略することはできません。(※財 が課せられています。したがって、 組合には財産目録を作成する義務 なければならない。」と定められ、 という。)及び事業報告書を作成し 失処理案 損益計算書、 年度に係る財産目録、貸借対照表、 ては本会までご相談下さい。 産目録の様式例や作成方法につい 令で定めるところにより、 40条第2項には 中小企業等協同組合法第 (以下「決算関係書類 剰余金処分案又は損 「組合は、 主務省

(最近の市販会計ソフトは、会社法分案を作成する必要があります。常総会で行いますので、剰余金処では、従来どおりに利益処分は通しかし、中小企業等協同組合法

す。そして、これらを計上後、

組

合員に配当を行うことができます。

剰余金処分案を作成するにあ

金の計上は、

剰余金処分で行いま

に毎年積み増しできるものでなく 翌期に教育情報事業のためだけに てん補に充てる場合を除いて切り は出資額総額まで)、特別積立金は でしょうか。その利益準備金は出 ければならないと書かれていない ません。これらの積み立てや繰越 使用するもので、他の積立金のよう 定めてあります。法定繰越金とは 越金として、当期純利益金額の1 ます。それ以外に定款には法定繰 崩してはならないと定められてい 出資総額まで積み立てて、損失の 資総額の1/2まで(定款によって 金額の10分の1以上を積み立てな 立金として、それぞれ当期純利益 いただくと、利益準備金と特別積 注意点ですが、組合の定款をご覧 損失のてん補に充てることもでき /20以上を翌期に繰り越すように ところで、剰余金処分に関する

に行って下さい。立金、法定繰越金の処理を忘れずれたとおりに利益準備金、特別積れだとおりに利益準備金、特別積をご確認いただき、定款に定めらたっては、あらためて組合の定款

◎ご相談は本会設立相談室まで (AE 043·306·3285)

## 法務局からのお知らせ

で、ご利用ください。 び東金出張所でも取り扱いますの きましては、 る事務及び電子認証に関する事務 事務は除く。)、印鑑カードに関す 交付事務 る登記事項証明書・印鑑証明書の において取り扱うこととなります。 出張所で取り扱っている商業・法 千葉地方法務局茂原支局及び東金 人登記事務は、本局法人登記部門 (電子証明書の発行事務等) なお、会社や法人の登記に関す 平成23年7月25日 (登記時効用役所の交付 引き続き茂原支局 (月) から、 に 及 0

でお問合せ下さい。◎詳細は千葉地方法務局総務課ま

(ELO43:302:1311)